

●香川県告示第575号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年12月21日から平成20年1月11日まで一般の縦覧に供する。

平成19年12月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 長尾丸亀線（46号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町羽間字安造田 1844番4地先から 仲多度郡まんのう町羽間字安造田 1964番地先まで	前	3.2~7.1	490	町道移管までの 暫定的区域編入 高松琴平線重用 173m
仲多度郡まんのう町羽間字安造田 2020番1地先から 仲多度郡まんのう町羽間字安造田 1964番地先まで		10.8~65.0	380	
仲多度郡まんのう町羽間字安造田 1844番4地先から 仲多度郡まんのう町羽間字安造田 1964番地先まで	後	3.2~7.1	490	
		10.8~65.0	553	

- 4 供用開始の期日 平成19年12月21日